

長崎市人権教育・啓発に関する基本計画における計画期間の変更について

長崎市においては、長崎市人権教育・啓発に関する基本計画は、平和の希求と人権の尊重を基本に、すべての人々が様々な人権問題を正しく理解し、認識を深めることで、社会全体の人権意識を高めるとともに、一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重する態度を習慣として身に付けて実行していける社会の実現を目指すことを目的として、人権教育・啓発を全庁体制で取り組むために策定してきたところです。

また、現在の第2次基本計画は、上位計画である第四次長崎市総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します。」の着実な推進を図るためのもので、長崎市の人権教育・啓発に関する施策の方向性を示しています。

しかしながら、長崎市総合計画については、新型コロナウイルス感染症による影響等を総合的に勘案し、現計画及び次期計画期間を変更したことから、整合性を図るために、長崎市人権教育・啓発に関する基本計画も変更することとなりました。概要は次のとおりです。

【計画期間の変更】

	変更前	変更後
第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（現計画）	平成25年度～令和2年度 （後半：平成28年度～令和2年度）	平成25年度～令和3年度 （後半：平成28年度～令和3年度）
第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（次期計画）	令和3年度～令和12年度 （前半）令和3年度～令和7年度 （後半）令和8年度～令和12年度	令和4年度～令和12年度 （前半）令和4年度～令和7年度 （後半）令和8年度～令和12年度

※変更内容は、総合計画の変更内容と同じです。

